

指定管理者熊本産業文化振興(株)イベント支援助成金等交付要項

(趣旨)

第1条 グランメッセ熊本指定管理者熊本産業文化振興(株)(以下「熊本産文振興」という。)代表取締役(以下「代表取締役」という。)は、熊本産業展示場(以下「展示場」という。)の利用促進を通じて、本県産業の振興及び県民の生活文化の向上を図るため、熊本産業展示場条例(平成8年熊本県条例第65号)第4条第1項の許可を受けた者で適当と認める者(以下「主催者」という。)に対し、予算の範囲内で助成金及び負担金(以下「助成金等」という。)を交付する。

なお、助成金交付と負担金交付については次のとおり区分するものとする。

助成金交付	熊本産文振興が後援等の協力を文書で意思表示した事業に対して交付する。
負担金交付	熊本産文振興が主催者の一員として参画する事業に対して交付する。

(助成金等交付対象事業)

第2条 代表取締役は、展示場の設置目的を踏まえ、次に掲げる助成金等の交付の対象となる事業(以下「助成金等対象事業」という。)のうち、本県の産業振興等への貢献が期待され、公益性が高いものに対し助成又は負担する。

- (1) 地域経済の活性化に資するもの
- (2) 地域企業の技術振興に資するもの
- (3) 地域企業の輸出入の促進に資するもの
- (4) 地域振興に資するもの
- (5) 教育、科学技術の振興に資するもの
- (6) 地域文化芸術の振興に資するもの

(助成金等交付対象者)

第3条 助成金等対象事業を主催しようとする者は、第2条に掲げる事業を実施する場合には、助成金等の交付申込みをすることができる。

(助成金等の交付申込み)

第4条 主催者で助成金等の交付を受けようとする者(以下「申込者」という。)は、助成金等対象事業の交付申込書(別記第1号様式)を代表取締役に提出しなければならない。

(助成金等の交付決定)

第5条 前条の規定により交付申込書の提出があったときは、熊本産文振興常勤役員会で審査を行う。

2 代表取締役は、役員会の審査を踏まえ、助成金等交付の可否及び交付額の決定を行うとともに、審査結果通知(別記第2号様式)を申込者に通知する。

3 代表取締役は、助成金等交付の目的を達成するために必要があると認められるときは、役員会の審査を踏まえ、条件を付すことができる。

(助成金等額の制限)

第 6 条 助成金は、助成金等対象事業の開催に要する経費に対し、その額の 3 分の 1 以内で、当該助成金等対象事業に係るグランメッセ熊本利用規程第 5 条に定める施設及び設備の利用料金と 5 0 0 万円のいずれか低い額を限度とする。

2 負担金は、助成金等対象事業の開催に要する経費に対し、その額の 2 分の 1 以内とする。

なお、5 0 0 万円を超える負担金支出をする場合には、あらかじめ、評議会の承認を得なければならない。

(内容等の変更)

第 7 条 助成金等の交付決定の通知を受けた申込者は、対象事業の内容又は経費を変更しようとするときは、速やかに変更承認申込書(別記第 3 号様式)を代表取締役提出し、その承認を受けなければならない。ただし、対象事業に要する経費の 2 割以内の変更で、交付額の変更を伴わないものについてはこの限りではない。

2 代表取締役は、前項の規定により変更承認申込書の提出があった場合において、その変更を適当と認めるときには、変更承認通知書(別記第 4 号様式)により申込者に通知する。

(申込の引下げ)

第 8 条 申込者は、助成金等の交付決定の前後にかかわらず、交付の申込みを取り下げようとするときは、その旨を記載した書面を代表取締役提出しなければならない。

(事業完了報告)

第 9 条 助成金等の交付決定を受けた申込者は、助成金等対象事業が終了したときは、その日から 3 0 日を経過した日、または年度をまたがる場合には、平成 1 8 年 4 月 1 0 日までに、事業完了報告書(別記第 5 号様式)を代表取締役に提出しなければならない。

(助成金等額の確定)

第 1 0 条 代表取締役は、前条の事業完了報告書を受理した場合には、その内容を審査し、助成金等対象事業の結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合していると認めるときは、助成金等の交付額を確定し、確定通知書(別記第 6 号様式)により申込者に通知する。

(助成金等の請求)

第 1 1 条 申込者は、前条の確定通知書を受けた後、請求書(別記第 7 号様式)により助成金等を請求できる。

(調査の実施及び是正措置の遵守)

第 1 2 条 代表取締役は、必要があると認めるときには、申込者に報告を求め、助成金等対象事業に係る帳簿等の調査を行うことができる。

2 代表取締役は、前項の調査の結果、助成金等対象事業が交付の目的に合致しないと認めるときには、必要な是正措置を求めることができ、申込者は、これを遵守しなければならない。

(助成金等交付決定の取消、返還等)

第 1 3 条 代表取締役は、助成金等の交付決定を受けた申込者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合には、交付の決定を取消し、既に交付した助成金等があるときは、助成金等の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要項に違反したとき。
- (2) 助成金等の交付決定に付した条件に違反したとき。
- (3) 虚偽その他の不正な手段により助成金等の交付決定を受けたとき。
- (4) 助成金等対象事業の遂行ができなくなったとき。

(証拠書類の保管)

第 1 4 条 助成金等の交付決定を受けた申込者は、助成金等対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出に係る証拠書類を 5 年間保管しなければならない。

(その他)

第 1 5 条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は代表取締役が別に定める。

附則

- 1 この要項は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

附則

- この規程は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。